

「宮畑遺跡史跡公園」指定管理者候補者の選定結果について

1 選定経過

| | 期日 | 項目 | 内容 |
|---|-----------|-----------------------------------|--|
| 1 | 7月26日 | 現場説明会 | 1団体参加 ・時間:午後2時00分～ ・内容:募集要項・仕様書の説明、施設案内、質問受付 |
| 2 | 7月27日～30日 | 質問の受付 | 質問件数:7件 |
| 3 | 8月6日 | 質問への回答 | ホームページにて回答 |
| 4 | 8月10日～17日 | 指定申請書受付 (文化振興課) | 1団体申請 ・申請書類の内容等点検、受付 |
| 5 | 8月26日 | 面接審査 (福島市役所904会議室) | 1団体面接 ・時間:午前9時30分～ ・内容:プレゼンテーション、質疑応答 |
| 6 | 9月29日 | 第1次審査 (市民・文化スポーツ部指定管理者管理運営委員会) | 評価項目:7項目 ・各評価項目について評価(配分等詳細は審査集計表による) ・委員持点:各評価項目それぞれ10点 |
| 7 | 10月13日 | 第2次審査 (福島市指定管理者選定委員会) | ・市民・文化スポーツ部指定管理者管理運営委員会第1次審査の結果報告 ・指定管理者候補者の順位を決定 |

2 指定管理者候補者

・「公益財団法人福島市振興公社」／最終合計点：79.30点（交渉順位第1位）

3 審査結果

【審査集計表】

| 評価項目 | 配分 | 第1位 |
|--|------|--------|
| ① 施設の設置目的の理解 | 10% | 5.70点 |
| ② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進 | 30% | 21.60点 |
| ③ 指定管理料(費用)の設定 | 15% | 7.20点 |
| ④ 効率的な施設の維持管理 | 10% | 6.40点 |
| ⑤ 関係法令等の遵守体制 | 5% | 3.20点 |
| ⑥ 社会的価値の実現 | 15% | 9.90点 |
| ⑦ 安定した施設運営 | 15% | 9.30点 |
| 合計 | 100% | 63.30点 |
| ※管理運営委員会委員が8名につき1項目80点満点⇒7項目全てで100点満点換算した合計点 | | 79.13点 |
| 上記採点結果に【インセンティブ加点】(+0.17点を加点)した最終合計点 | | 79.30点 |
| 【評価コメント】 | | |
| ①設置目的を理解し、目標値等も的確である。 | | |
| ②利用者を踏まえたうえで具現化できる事業計画になっている。 | | |
| ④計画や対策が適正で具体的である。 | | |
| ⑤規定の整備や職員教育・個人情報等の管理方法など総合的に対策が取られており、組織として法令順守体制が整備されている。 | | |
| ⑥社会貢献が詳細に示されているが、地域との連携が弱い。 | | |
| ⑦市内の多くの文化施設の管理を担っており、経験や実績は十分である。 | | |

4 参考

■提案内容の評価の視点

- ① 施設の設置目的の理解
 - ア 管理運営方針は、施設の設置目的に沿っているか
 - イ 目標値及び重視するサービス項目の設定が的確であるか
- ② 施設利用者サービスの観点に立った施設利用促進
 - ア 施設利用者の立場に立った、実現性の高い事業計画となっているか
 - イ 施設利用者のニーズ把握のための情報収集やサービス提供が可能か
 - ウ 文化振興や史跡の保存活用について理解し、管理運営にあたっての配慮がなされる体制か
 - エ 施設利用者からの相談や施設利用者への助言等がなされる体制か
- ③ 指定管理料（費用）の設定
 - ア 必要な費目の設定が的確であり、積算の内容に妥当性があるか
 - イ 経費節減のための工夫がなされているか
- ④ 効率的な施設の維持管理
 - ア 管理保守点検等の施設管理計画が整備されているか
 - イ 防犯、防災、緊急時の対応など利用者安全の確保が可能な計画であるか
 - ウ 同様な施設管理の実績があり、十分なものか
- ⑤ 関係法令等の遵守体制
 - ア 地方自治法、地方自治法施行令、福島市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例、その他関係法令等の遵守体制がとられているか
 - イ 個人情報保護及び秘密漏洩防止について理解し、組織として適正な対策が講じられているか
- ⑥ 社会的価値の実現
 - ア 雇用や労働条件等に配慮した取組を行っているか
 - イ 公正労働、男女共同参画社会の形成など社会的価値の実現の観点が含まれているか
 - ウ 環境との共生や福祉増進の観点が含まれているか
 - エ 地域との連携や他施設との連携が可能な体制がとられているか
- ⑦ 安定した施設運営
 - ア 安定した施設管理に必要な業務遂行能力を有する職員計画となっているか
 - イ 類似施設の施設管理の実績があり、十分なものか
 - ウ 団体の経営状況は良好か
 - エ 施設設置目的に沿った管理運営のための職員研修計画があるか

■指定管理者採点におけるインセンティブの付与について

1. 趣 旨

利用者へのサービス向上と施設管理の安定性、継続性の観点から、優良、適正に業務を行っている指定管理者については、インセンティブを付与する。

2. インセンティブ方法（令和2年度は総合評価を算出しないため、対象外）

① これまでの指定管理者については、平成29～31年度（令和元年度）の3か年の指定期間の評価結果を基に下記の通り積算し、その平均点を加点する。

② 加点数算出方法

平成29年度

- ・総合評価が「A（優れている）」⇒1年あたり：+1点
- ・総合評価が「B（適正である）」⇒1年あたり：+0.5点
- ・総合評価が「C（問題がある）」⇒1年あたり：加点なし

平成30～31年度（令和元年度）（評価手法変更のため）

- ・総合評価が「S（非常に良い）」⇒1年あたり：+1点
- ・総合評価が「A（良い）」⇒1年あたり：+0.5点
- ・総合評価が「B（標準である）」⇒1年あたり：加点なし
- ・総合評価が「C（努力が必要である）」⇒1年あたり：加点なし
- ・総合評価が「D（改善が必要である）」⇒1年あたり：加点なし

③ 上記①により算出された点数を採点によって出た点数（各部指定管理者管理運営委員会により審査委員数が異なるため、採点結果を100点満点に換算する）に加点することとする。